

香川県報



第 95 号

平成 16 年

11月30日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

●民生委員の定数

（健康福祉総務課）

一

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（県民参画課）

二

液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による聴聞の

実施

（危機管理課）

収去飼料の試験結果の概要

（畜産課）

開発行為に関する工事の完了

（建築課）

四

警察本部告示

●香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

告示

香川県告示第七百九十一号

民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条の規定により、民生委員の定数を次のように定め、平成十六年十二月一日から施行する。

平成十三年香川県告示第七百五号（民生委員の定数）は、廃止する。

平成十六年十一月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

市町名 定数（人）

丸亀市 一五四

坂出市 一三九

善通寺市	八	観音寺市	一〇〇	さぬき市	一〇〇	東かがわ市	九〇	小豆郡	三	内海町	三八	土庄町	五一	池田町	一九	木田郡	五	三木町	五二	牟礼町	二	庵治町	一六	香川郡	一	塩江町	一四	香川郡	三	香南町	一八	直島町	一	綾歌郡	二	綾上町	二	綾南町	二七	国分寺町	二八	綾歌町	二四	飯山町	二六	宇多津町	二七	仲多度郡	一	琴南町	一六	満濃町	二九	琴平町	三二
------	---	------	-----	------	-----	-------	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----	----	-----	---	-----	----	-----	---	-----	----	-----	---	-----	----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	------	----	------	---	-----	----	-----	----	-----	----

多度津町	六一
仲南町	一九
三 豊 郡	
高 瀬 町	三五
山 本 町	一八
三 野 町	一九
大 野 原 町	二六
豊 中 町	二三
詫 間 町	三六
仁 尾 町	二〇
豊 浜 町	一九
財 田 町	一五
総 計	一、四七五

公 告

香川県公告第五百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年一月十九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人トータル・サポート香川
 鷺岡 隆

高松市新田町甲一八一六番地
 三 定款に記載された目的

この法人は、香川県民に対して、犬、猫などのペット用動物の虐待や遺棄行為の防止、保護活動及び販売行為目的の動物の近親繁殖と血统書偽造防止活動、盲導犬、レスキュー及び介助、セラピー等々の動物育成、リタイアメント保護に関する事業を行い、動物の生命とペット愛好者の保護を図る事によって、ペット用動物等々との円滑な共生社会環境基盤整備に寄与する事を目的とする。

香川県公告第五百六十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第九 条の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十六年十一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十六年十二月十六日（木）午後一時三十分

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一 号

香川県庁本館五階防災事務室

三 被聴聞者

1 氏名及び住所

安藤 憲男

三豊郡大野原町大字大野原二 四一番地五

2 登録番号

三七A 一四一号

香川県公告第五百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十六年十一月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十六年十一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		収去場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要		その他の検査	違反の内容
坂出市築港町二丁目八番一号 ジェイエイ四国くみあい飼料株式会社坂出工場		同上		くみあい配合飼料伊予和牛前期		平成十六年十一月		粗たん白質 (%)			
				農協のえさびゅあシステム専用和牛用後期		平成十六年十一月		粗脂肪 (%)			
				くみあい配合飼料ベストフリーダー		平成十六年十月		カルシウム (%)		水分	
								リン (%)			
								粗繊維 (%)		水分	
								粗灰分 (%)			
								水分		水分	
								水分			

香川県公告第五百七十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市田村町字橋の坪一・二九九 二、一三二五、一三二九、二二九九 二地先農道・

水路及び同市田村町字向又一三三三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市王子町一丁目三 五

青山商事株式会社 代表取締役 宮前 省三

丸亀市田村町三八九

秋山 佳弘

警察本部告示

香川県警察本部告示第十号

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十一月三十日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公舎等管理規程（平成十二年香川県警察本部告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中、「に係る香川県警察公有財産管理規程（平成十二年香川県警察本部告示第九号）

第三条第一項に規定する財産管理責任者」を「の所在地を管轄する警察署長（牟礼待機宿

舎、元山待機宿舎及び香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在す

る公舎等（うしお北待機宿舎及び栗林待機宿舎を除く。）にあつては、香川県警察本部警

務部会計課長）の職にある者」に改める。

第十二条第一項中、「係る公舎等」の下に、「（県が賃借している公舎等を除く。次項にお

いて同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、平成十六年十一月三十日から施行する。

平成十六年十一月三十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています